

登録料・会費
一切不要

協会けんぽ滋賀支部からのお願い 健康保険委員をご登録ください

協会けんぽ滋賀支部では、事業主や事務ご担当者を対象に、各事業所に1名以上、「健康保険委員」のご登録をお願いしております。令和7年5月時点で、滋賀支部では**3,621名**のご登録をいただいております。
健康保険委員をご登録いただいた事業所には、優先して制度案内や健康づくりに関する情報をお送りする他、下記の特典を受けられます。**費用の負担および、特別なお仕事が増えることはありません。**
この機会にぜひご登録をお願いいたします。

健康保険委員の役割

協会けんぽと従業員の皆様の窓口役として滋賀支部からの広報物の受取をお願いします。
(協会けんぽ滋賀支部の被保険者の方であれば、特別な役職、在籍期間等は一切問いません。)

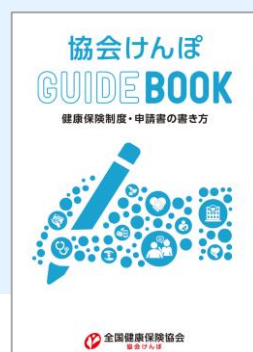
委員専用情報紙や健康経営事例集、
事務手続ガイドブックなど健康づくりに役立つ情報をお届け！



優れた健康づくりを実践されている
事業所の**取組事例**をまとめた冊子
をお届けいたします！



定期的に、制度情報や健康づくりに
役立つ情報を掲載した**委員専用情報紙**
をお届けしています。(年6回)



健康保険制度や手続方法がよくわかる**事務
手続ガイドブック**をお届けいたします！

健康教室の利用や健康測定機器の貸出、
対象施設での優待特典やセミナー利用など充実したサービスが受けられる！

健康づくりの専門家による
講座を、訪問・オンライン・
VOD(動画配信)から選べる
健康教室をご利用いただけ
ます。(無料)

※上限数に達し次第、終了



骨健康度測定器 骨ウエーブ
の貸出を行います。(無料)
日々の健康維持・増進にお役
立てください。

※令和7年度は上限数に達した
ため終了しました。

株式会社いずみ21が運営する
**イトマンスイミングスクール&
フィットネスクラブ**の入会金が
無料にご利用いただけます！



株式会社Raseekが提供
する**健康セミナー**を受講
いただけます。(無料)



県内約20か所の
温浴施設で割引が
受けられる
「ゆカード」を差し
あげます！



健康保険委員表彰制度もあります

健康保険委員としての長年の活動や功績等に感謝の意を表し、年度ごとに表彰を行います。

登録方法

裏面「健康保険委員登録届」に登録いただく方の情報を記入の上、
協会けんぽ滋賀支部にFAXしてください。



健康保険委員登録届(FAX送信票)

健康保険委員にご登録される方の情報をご記入ください。



下記項目をご記入のうえFAXにてご提出ください。

事業所にFAXの設置がない場合は、お手数ですが、下記お問い合わせ先までお電話をお願いします。

事業所情報	事業所名称		
	事業所所在地		
	電話番号		
登録いただく ご担当者様	健康保険の 記号・番号	記号	番号
	フリガナ		
	氏 名		
メールマガジン配信用 メールアドレス（任意）	利用規約に同意の上、メールマガジンの配信を希望します。 @		

ご提供いただきました個人情報は厳重に管理し、健康保険委員に関する内容のみに使用します。
2名以上ご登録される際は、お手数ですが、この用紙をコピーいただきご利用ください。

メールマガジンの利用規約は
こちらからご確認ください。



協会けんぽ滋賀支部
LINE公式アカウント

友だち追加
お願いします♪

アカウント名:協会けんぽ滋賀
ID:@kenpo_shiga



よくあるご質問にお答えします



Q. 健康保険委員になることで仕事が増えますか？

A. 新たなお仕事が増えることはありません。

滋賀支部より健康保険委員の方宛にお送りする広報誌等の受取をお願いしています。
受け取った広報物を、社内での周知や従業員の皆様からのご相談の際にお役立てください。

Q. 健康保険委員の登録は強制ですか？

A. 法律上の強制力はありませんが、平成26年度の法令改正により健康保険委員の設置に関する事項が法制化されました。協会けんぽと従業員の皆様の窓口役となる方を、各事業所に1名以上ご登録いただくようお願いしております。

Q. 事務手続きを社会保険労務士に委託していても、委員登録は必要ですか？

A. 社会保険労務士の委託状況に関わらず、各事業所に1名以上ご登録いただいております。
なお、健康保険委員には、事務手続き以外の健康づくりに関する情報もお送りしていますので、従業員の健康増進にもお役立ていただけます。